

任意継続被保険者制度について

入社から退職の日まで継続して2カ月以上被保険者であった人は、退職日の翌日から20日以内に健保組合へ所定の申請書を提出し、指定の期限までに保険料を納付することで、最長2年間を限度に個人で健康保険の加入を続けることができます。

これを「任意継続被保険者制度」といいます。

【保険料について】

- 全額個人負担となります（在職時は、事業主（金庫・会社）負担あり）。
- 保険料額は「退職時の標準報酬月額」か、当組合の「全被保険者の平均標準報酬月額（2024年度は**380千円**）」のいずれか低い方の月額に保険料率を掛けて算出します。

※任意継続では退職時の標準報酬月額が保険料計算の基本月額となり、任意継続中の見直しはありません。ただし、料率や平均標準報酬月額の見直しはあり得ます。

※40歳以上65歳未満の被保険者は、介護保険料も負担する必要があります。

〔保険料率〕（2024年4月1日～）

健康保険料				介護保険料
一般保険料		調整保険料	計	
基本保険料	特定保険料			
47.17/1,000	39.83/1,000	1.3/1,000	88.3/1,000	16.4/1,000

*基本保険料 医療給付費、保健事業費等に充てる保険料。

*特定保険料 高齢者等の医療を支える費用に充てる保険料。

*調整保険料 全国の健保組合間で財政調整等の事業を行うための保険料。

（保険料額算出例）

- ・退職時の標準報酬月額が380千円で、被保険者の年齢が60歳の場合。

健康保険料： 380,000円 × 88.3/1,000 = 33,554円

介護保険料： 380,000円 × 16.4/1,000 = 6,232円

計 39,786円

【保険給付・保健事業について】

保険給付の内容（基準）は、傷病手当金と出産手当金を除き、被保険者、被扶養者とも退職前と同様です。なお、保健事業内容については、任意継続取得後にお知らせします。

【資格の喪失について】

次の事由に該当した場合は、任意継続の資格を喪失します。

- ① 保険料の納付期限（原則毎月10日着金）までに保険料を納めなかったとき
- ② 就職により、他の健康保険・共済組合等の被保険者になったとき
- ③ 任意継続被保険者資格取得後2年を経過したとき
- ④ 任意継続被保険者が死亡したとき
- ⑤ 75歳到達等により、後期高齢者医療制度の被保険者になったとき
- ⑥ 任意継続被保険者でなくなることを希望する旨を、保険者に申し出た場合（所定の申出書による申請）

※ ①に該当したときは、資格は自動的に喪失します。また同時に「資格喪失通知書」を送付します。

※ ②④に該当したとき、または⑤で65歳以上75歳未満の方が広域連合の障害認定を受けたことによる場合は、速やかに当健康保険組合までご連絡ください。

- ※ ③の場合、資格喪失日の前月末日までに「資格喪失予定通知書」を送付します。
(資格喪失日以降に国民健康保険等へ加入手続を行う際の証明書となります。)
なお、「資格(喪失)証明書」の発行を希望される場合は、当健康保険組合までご連絡ください。
- ※ ⑥の場合、「健康保険 任意継続被保険者資格喪失申出書」の提出が必要です。
なお、資格喪失日は当健康保険組合が申出書を受理した日の属する月の「翌月1日」となります(郵便事情を考慮いただき提出してください)。
また、原則、申し出後の取り消しはできません。

以上

ご不明な点は、全国労働金庫健康保険組合 業務部〔TEL 03(5217)3162〕までお問い合わせ願います。